

## 和光市教育委員会と十文字学園女子大学 ・同短期大学部の相互協力に関する覚書

和光市教育委員会（以下「甲」という。）と十文字学園女子大学・同短期大学部（以下「乙」という。）は、教育における相互の発展に資するため、以下のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が相互に連携及び協力し、教育上の諸課題への的確に対応し、その成果を生かして双方の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的達成のため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 教員の養成・研修に関する事項
- (2) 幼児・児童・生徒の教育支援に関する事項
- (3) 大学及び学校における教育研究に関する事項
- (4) その他、甲と乙が必要と認める事項

### （実施の方法）

第3条 前条各号に掲げる事項について、個別の事業等を実施する場合は、各事業を担当する部署において協議するものとし、必要があると認めるときは、専門部会を設置して行うものとする。

2 甲と乙は、それぞれ教員の派遣及び受入れについて協力するとともに、自ら有する施設等の利用についても、可能な限り便宜を図るものとする。

### （経費）

第4条 甲と乙との連携協力に要する経費の負担については、個別事業ごとに双方協議の上、定めるものとする。

### （協定の期間）

第5条 本覚書の有効期間は、平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙の両方又はいずれか一方からこの覚書を終了させる旨の意思を表示しないときは、本協定は1年間ごとに自動的に更新され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は運用にあたり疑義が生じた事項については、  
甲と乙において協議の上、これを解決する。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各  
1通を保有する。

平成21年10月13日

甲 和光市教育長

署名 大久保昭男

乙 十文字学園女子大学・同短期大学部学長

署名 宮丸凱史